

社労士監修の

今なら2ヶ月体験できます。

2019年4月施行
年次有給休暇
5日取得義務化

Smile Day

有給休暇管理システム

すべての会社で、年間の有給休暇消化日数が5日未満の会社については、会社が有給休暇を取得すべき日を指定することが義務付けられました。2019年4月から施行になりますので、早めに対応策を決める必要があります。法律では、有給休暇管理簿もそなえないといけないと言っています。

Check!

こんなお悩み、ありませんか？

- 義務化に備えた準備はどうしたらいい？
- 有給休暇の管理の仕方がわからない
- できるだけ手間をかけたくない
- 申請を自動化したい
- 残りの日数を明確にしたい
- 取得状況が一目でわかるようにしたい
- 有給の付与を自動化したい
- パートタイマーも管理したい

詳細は裏面を
Check!

Smile Dayなら…

- ① 社労士が監修、労働基準法に対応
- ② 面倒な残日数の管理がラクラク！
- ③ マイページから申請、残日数の確認ができる
- ④ 「一括付与」「個人別付与」も対応できる
- ⑤ 半日単位、時間単位の計算もラクラク！



今すぐお問い合わせください！

人事・経営まさき事務所

特定社会保険労務士 牧 正樹

TEL 0742-45-4780 FAX 0742-45-4787

営業時間：月～金 9:00～18:00 土日祝休

検索 まさき事務所

経営者
事務担当者必見！

有給休暇管理システム導入

5つのメリット

① 社労士が監修、労働基準法に対応

本システムは、プロの社会保険労務士が監修して作成されています。
また、実際に社会保険労務士法人でも利用しているシステムですので、信頼性も抜群です。
もしも、運用の仕方や法律のことについて分からないことがあれば、
プロの社会保険労務士がアドバイスいたします。

② 面倒な残日数の管理がラクラク！

年次有給休暇の残日数の計算は、いつも担当者を悩ませます。管理システムを利用すれば、
繰り越し分から利用するか、当年分から利用するかなど、悩まずとも自由設計です。
計算も含めすべて自動的に計算できるので、計算に費やしていた時間を他の業務に使えます。

③ マイページから申請、残日数の確認ができる

もう、申請を「紙」でするのは時代遅れです。「紙」での申請は処理の手間をかけるだけです。
個人別の申請から上司の承認、個人別の残日数も、すべて管理システムで処理しましょう。
個人PCやスマホを使って「マイページ」から確認できます。

④ 「一括付与」、「個人別付与」も対応できる

「比例付与」と「個別の付与日」の設定は、担当者の頭を悩ませます。正社員だけでなく、
入社日数の少ない比例付与のパート・アルバイト社員の有給休暇も一括でラクラク管理です。
また、個人別に付与日が定められている場合でもラクラク管理です。

⑤ 半日単位、時間単位の計算もラクラク！

年休の制度は会社によって様々です。半日単位の年休(半休)制度があったり、
一部の年休を時間単位でとることができる年休制度などもあります。
こうなると、事細かな計算が必要となり、管理と計算が難しくなります。
有給管理システムを利用すればラクラク管理です。

★オプション★

●システム導入サポート費用

10,000円(初回のみ)50名まで

* 51名以上の場合は要相談

●有給休暇の管理代行

従業員1人につき200円

* 料金はすべて税別表示です

システム利用料(月額)

■従業員数■	■料金■
1~15人	1,000円
16~20人	2,000円
21~30人	3,000円
31~50人	4,000円
51~100人	5,000円
101~200人	10,000円
201人以上	応相談

人事・経営まさき事務所

特定社会保険労務士 牧 正樹

TEL 0742-45-4780 FAX 0742-45-4787

併設：株式会社ヒトノチカラ

検索 事務所HPQRコード→

